

訪問看護サービス利用料一覧表 (医療保険)

訪問看護ステーション 江古田の森

訪問形態・加算	利用料 (円)	自己負担金	要件等
訪問看護基本療養費 (I) 週3日目まで	5,550	利用料の 健保 : 3割 国保 : 3割 後期高齢者 ・一般の方 : 1割 ・現役並み所得者 : 3割 6歳未満の未就学児 : 2割	1回30分から1時間半程度 日曜日から起算
週4日目以降 *理学療法士等の場合は5,550円	6,550		1人月1回を限度
緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門・人工膀胱ケアの 専門研修を受けた看護師による訪問*	12,850		入院中の一時的な外泊時、入院中1回
訪問看護基本療養費 (III)	8,500		週4回以上の訪問看護を算定できる利用者のみ
難病等複数回訪問加算 (1日2回)	4,500		1日に1回加算
(1日3回以上)	8,000		
乳幼児加算 (厚生労働大臣が定める者)	1,800		
(上記以外の場合)	1,300		
訪問看護管理療養費 (1日につき) 月の初日	7,670		
2日目以降	3,000		
退院時共同指導加算 (1回につき)	8,000		厚生労働大臣が定める疾病は2回算定可
上乗せ加算として特別管理指導加算	2,000		特別な管理を必要とする利用者につき
退院支援指導加算 (厚生労働大臣が定める長時間) (上記以外の場合) *	8,400 6,000		訪問日に算定
緊急訪問看護加算 (月14日目まで)	2,650		診療所又は在宅療養支援病院との連携
(月15日目以降)	2,000		
夜間 (18時~22時) 早朝 (6時~8時) 訪問看護加算	2,100		利用者の求めに応じての対応による 緊急時訪問看護加算との併算定可
深夜訪問看護加算 (22時~6時)	4,200		
在宅患者連携指導加算 (月1回) *	3,000		
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 (月2回まで) *	2,000		
長時間訪問看護加算 (週1回) *	5,200		
複数名訪問看護加算 (週1回)	4,500	利用者又は家族等の同意が必要	
24時間対応体制加算 (月1回)	6,800		
特別管理加算 (月1回) *	5,000 2,500		
訪問看護情報提供療養費 (1・2・3) (月1回)	1,500	利用者の同意を得て管轄市区町村へ提出	
訪問看護ターミナルケア療養費 1	25,000		
〃 2	10,000		

*24時間対応体制・退院時共同指導・退院支援指導・在宅患者連携指導・在宅患者緊急時等カンファレンス等に係る加算、訪問看護情報提供療養費及び訪問看護ターミナルケア療養費は1人の利用者に1つのステーションにおいてのみの算定

*訪問看護基本療養費 (緩和ケア又、褥瘡ケア、人工肛門、人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による訪問の場合) : 訪問看護管理療養費は算定不可

*退院支援指導加算 : 退院支援指導を要する者に対して、退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合に加算

*在宅患者連携指導加算 : 通院困難な者について同意の元、月2回以上医療関係職種間で文書等による共有された診療情報を基に指導等を行った場合に算定

*在宅患者緊急時等カンファレンス加算 : 原則、利用者の居宅において関係する医療関係職種等が共同でカンファレンスを行い、その情報を基に指導を行った場合に算定

*長時間訪問看護加算 : ①15歳未満の超重症児又は準超重症児②特別訪問看護指示の期間③特別管理加算の対象者に90分を越える訪問看護を提供した場合。(①については週3回)

*特別管理加算 : 5000円 (在宅悪性腫瘍/気管切開患者指導管理を受けている状態、気管カニューレ・留置カテーテル使用の状態にある者等)
2500円 (在宅酸素/自己導尿等指導管理を受けている状態、人工肛門・人工膀胱、真皮を越える褥瘡の状態にある者等)

保険対象外の利用料

利用料の種類	適 応	利用料	備 考
永眠時のケア		22,000	
日常生活物品	訪問看護に必要な場合	実費	
* 緊急訪問時のタクシー代は実費にてお支払いいただきます。			

*その他、保険枠外の訪問看護が必要な場合は、別途料金でご利用いただけます。

令和6年6月1日現在